

ブロック塀等の除却費用の一部を補助します

本庄市では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防ぎ、通行者の安全を確保するため、通学路や避難路など道路等に面する危険性のあるブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助します。



○交付の要件（以下を全て満たす者）

① 対象となるブロック塀等

- ・道路等に面しているもの
- ・高さが80cmを超えるもの
- ・『点検のチェックポイント』（添付リーフレット参照）によりブロック塀等の安全性を点検し、不適合な箇所が確認されたもの

② 補助対象者

- ・ブロック塀等の所有者
- ・市税を滞納していない者

③ 対象工事

- ・①の対象となるブロック塀等を除却する工事。ただし、以下の場合は対象外です。
 - ・建物の建築に伴いブロック塀等を除却する場合
 - ・販売を目的とする整地や解体工事に伴いブロック塀等を除却する場合
 - ・公共事業の施行に伴う補償対象の場合

○補助金額

- ・工事費用（10,000円/mを限度）の1/2で100,000円を限度

○補助の対象期間

- ・毎年度4月1日以降に申請受付
- ・当該年度の1月31日までに除却工事を完了

○添付資料 本庄市ブロック塀等除却補助金リーフレット 1部

問合せ先

○本件記事に関すること 都市整備部 建築開発課 担当：金井、原
電話：0495（25）1140

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽
電話：0495（25）1155

本庄市ブロック塀等除却補助金

R4.4.1～
制度開始

危険性のあるブロック塀等の除却費用の一部を補助します。

※契約前にご相談ください。

市では、通学路や避難路などの危険なブロック塀等の除却を促進し、通行者の安全の確保と安心感を与えるとともに災害に強いまちづくりの実現を目指しています。



補助限度額 10万円

まずは
建築開発課に
ご相談を！



はにぼん

写真出典：(一財)消防 防災科学センター

制度の概要

①対象となるブロック塀等

■道路等に面しているもの ■高さが80cmを超えるもの

■『チェックポイント』によりブロック塀等の安全性を点検し、不適合な箇所が確認されたもの

②補助対象者

■ブロック塀等の所有者 ■市税を滞納していない者

③対象工事

■①の対象となるブロック塀等を除却する工事

ただし、以下の場合は補助対象外です。

- ・建物の建築に伴いブロック塀等を除却する場合
- ・販売を目的とする整地や解体工事に伴いブロック塀等を除却する場合
- ・公共事業の施行に伴う補償対象の場合

④補助金額

■工事費用(10,000円/mを限度※)の
1/2で100,000円を限度

⑤補助の対象期間

- 毎年度4月1日以降に申請受付
- 当該年度の1月31日までに除却工事を完了

- ◎業者との契約及び工事を行う前に手続きが必要となります。
- ◎予算に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。

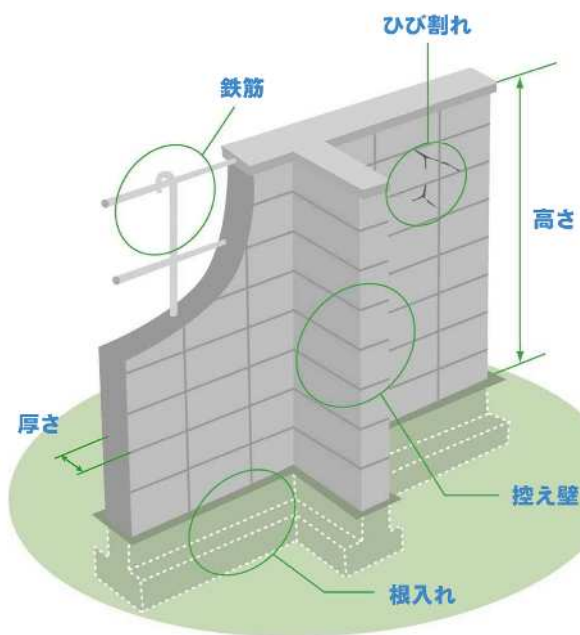


チェックポイント
裏面参照



例) 工事費が15万円で
道路に面するブロック塀の延長が10mの場合
①15万円×1/2=7.5万円
②10m×1万円×1/2=5万円(※)
よって②の補助額 5万円 となります。

手続きの
概要は
裏面へ



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
 - 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
 - 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
 - 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
 - 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか
- <専門家に相談しましょう>
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれがぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組構造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

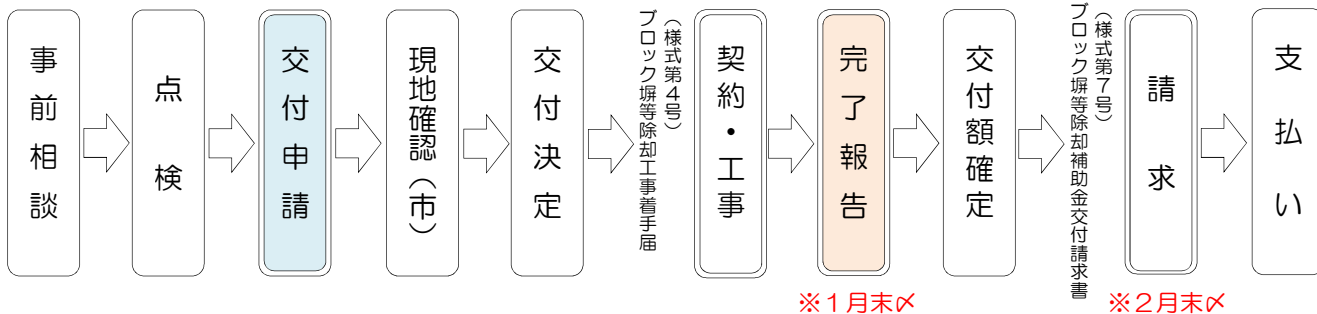
- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

申請手続きの流れ



- ・ブロック塀除却補助金交付申請書(様式第1号)
- ・案内図
- ・ブロック塀等の位置、延長及び高さを記入した図面等
- ・現況写真
- ・チェックポイントの確認書類
- ・見積書の写し
- ・市税に滞納がないことを証明する書類

- ・ブロック塀等除却完了報告書(様式第5号)
- ・ブロック塀等の除却に係る費用の領収書の写し
- ・廃棄物処理に関する処分証明書の写し
- ・ブロック塀等の除却を行った部分の施工後の写真

注：上記以外にも書類を求める場合があります。

■ 問合せ先

本庄市役所都市整備部建築開発課
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3
電話：0495-25-1140(直通)

本庄市ホームページにも掲載しています
<https://www.city.honjo.lg.jp/>

ブロック塀補助 本庄市

